

財務省告示第二百五十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第四條第三項の規定に基づき、平

成十六年五月二十五日に発行する利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十六年五月二十四日

財務大臣臨時代理

國務大臣 金子 一義

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百五

十九回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

二十六年法律第百一号）第十一

の法律及びそ 條第一項及び国債整理基金特別

會計法（明治三十九年法律第六

三 振替法の適 号）第五條第一項

用等 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 国債の募集の取扱い及び引受け

を目的として組織される団体と

の間、国債の募集の取扱い及び

引受けに関する契約を締結する

五 発行額 方法による発行 額面金額一兆九千億円

うち、財政融資資金特別会計法

第十一條第一項の規定に基づき、

発行する利付国債に付いては、

額面金額で二千億五千万円、

万圓、国債整理基金特別会計法

第五條第一項の規定に基づき、

行する利付国債に付いては、額

九千六百九十五万七千七百四十九億

六	払込金額	一兆八千九百九十九億五千三百
七	最低額面金	三十五万五千円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金との整数倍の金額による。
九	発行の日	平成十六年五月二十五日
十	募集の価格	面金額百円につき百円
十一	利率	年・五パーセント
十二	経過利率の払込み	額に加えて、次の算式により計算する。出た金額を第十九号の規定する。期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{償還総額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{66}{365}$$

(一) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものとして、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額に、ただし、当該国債を発行時に、又は外国法人である者が非居住者又は外国人が適用を受ける所得税は、前記(一)の算式により算出し、た金額に当該非居住者又は外国人の税率を乗じた金額を控除し、平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した。

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額に、ただし、当該国債を発行時に、又は外国法人である者が非居住者又は外国人が適用を受ける所得税は、前記(一)の算式により算出し、た金額に当該非居住者又は外国人の税率を乗じた金額を控除し、平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した。

十三 初期利子

十四
十五
十六
十七
十八
十九

第二期以後の利子
償還期限
償還金額
元利支額
払場所
募集期間
払込期日

毎
年
三
月
二
十
日
及
び
九
月
二
十
日
を
支
払
期
とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。
平成二十六年三月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成十六年五月十三日から平成
十六年五月十九日まで
平成十六年五月二十五日

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。）。